

政令第四百四十五号

特許法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、特許法等の一部を改正する法律（令和元年法律第三号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

特許法等の一部を改正する法律の施行期日は、令和二年四月一日とする。

理由

特許法等の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。